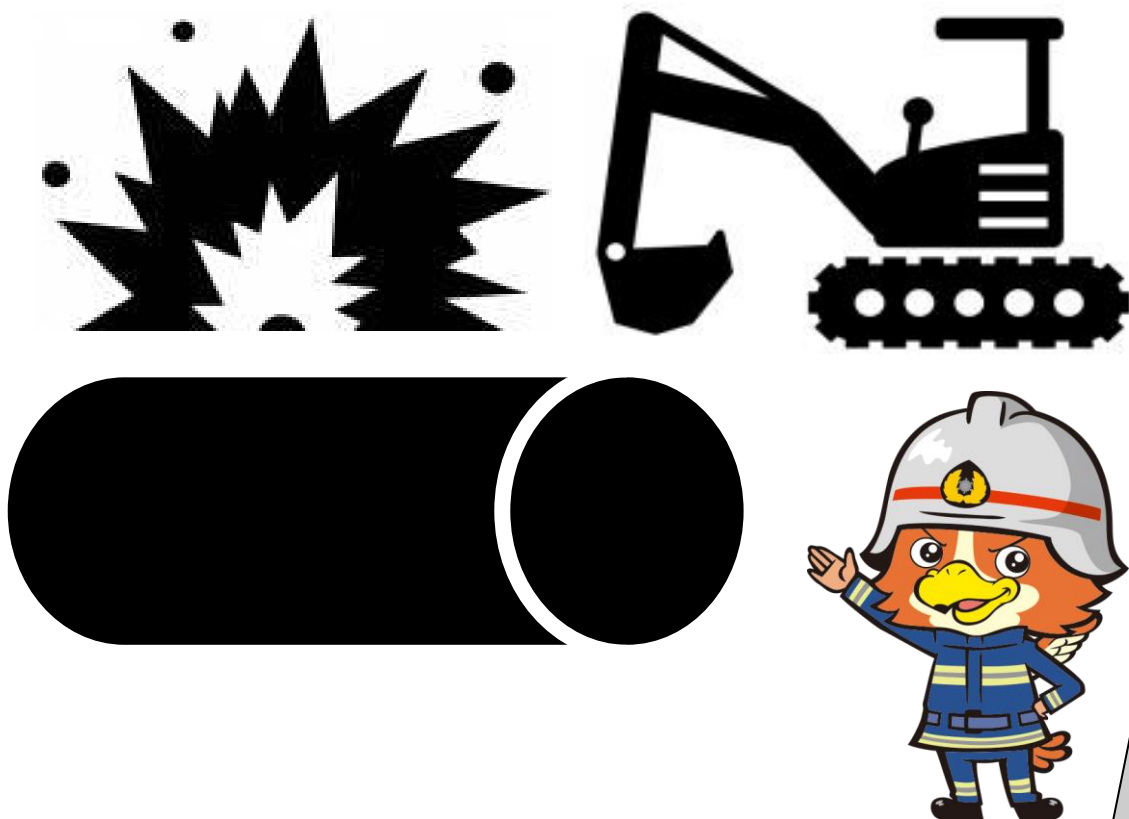


危険物施設の所有者及び解体作業を行う皆様へ

取り扱いを廃止した**地下貯蔵タンク**は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、タンク内部のすき間に**危険物が残留**し、**蒸気が充満**することがあります。

また、**溶断機等**を使用して加熱することで**蒸気が発生**する可能性があります。

安全な作業をよろしくお願い致します。



危険物施設の所有者及び解体作業を行う方へ

地下貯蔵タンクの用途廃止に係る留意事項

近年、地下貯蔵タンクの廃止作業において、事故が多発しています。用途を廃止した地下貯蔵タンク(以下「廃止タンク」という。)は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、タンク内部のさび等のすき間に危険物が残留し、一定時間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満することが多々見受けられます。また、タンク内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して加熱すると蒸気が発生する可能性があります。

安全な作業を行うために、下記の留意事項の周知徹底を図って頂くよう宜しくお願い致します。

1 廃止時の留意事項

- (1) 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。
この場合において、引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。
- (2) 廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部が生じないようタンク頂部まで水を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。
- (3) 廃止タンクは、撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。

2 廃止タンク掘り起こし時の留意事項

- (1) 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。
- (2) 廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。
- (3) 危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行うこと。

3 廃止タンク解体作業時の留意事項

- (1) 廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。
- (2) 解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確保について周知徹底すること。
- (3) 消火器を準備しておくこと。
- (4) 解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業をしないこと。
- (5) マンホールのない廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開放口を設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる安全に配慮した方法で行うこと。
 - ア 廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開放口を設ける方法
 - イ 廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開放口を設ける方法
 - ウ ア又はイと同等以上の安全性を有する方法
- (6) マンホールのある廃止タンクは、マンホールを開放して解体すること。

4 その他

- (1) 埋設された状態の廃止タンクを掘り起こして解体する場合にあっても、前期1. 2. 3によること。
- (2) 廃止タンクを売却し、又は譲渡する場合は、前期1. 2. 3の留意事項中必要な安全対策事項を相手側に通知すること。

※ 廃止完了後、廃止届出書（危険物製造所・貯蔵所・取扱所廃止届出書）を消防本部に提出して頂く際の添付書類として、「地下貯蔵タンクの撤去作業及び掘り起したタンクの撮影写真」、「地下貯蔵タンク検査済証の正・副等の公的書類」を合わせて提出の方、宜しくお願い致します。

【お問い合わせ】

粕屋北部消防本部 予防課予防係

TEL 092 (944) 0021

FAX 092 (944) 0462